

未登記家屋にかかる所有者変更の手続きについて

未登記家屋にかかる所有者申立書を下記の添付書類と併せて提出してください。

1 相続の場合

- ・ 遺産分割協議書の写し又は遺言証書の写し(相続人が一人の場合は省略)

※遺産分割協議書の提出が困難な場合は、「3 申立人」欄に法定相続人全員の自署・押印が必要になります。

2 売買の場合

- ・ 売買契約書等の写し(売買契約の成立を証明する書面の写し)

3 贈与の場合

- ・ 贈与契約書等の写し(贈与契約の成立を証明する書面の写し)

4 合併した場合

- ・ 新所有者の履歴事項全部証明書の写し

5 その他の場合

- ・ 所有権移転の事実を証明する契約書・協議書または確定判決正本等の写し

6 登記(表示)した場合

法務局からの通知により所有者は登記簿記載の所有者に変更されますので、未登記家屋所有者変更申立書等を提出する必要はありません。登記をしていないと所有者を確定するのが難しいこともありますので、まずは登記をすることをおすすめします。

不動産登記法 第四十七条

新築した建物又は区分建物以外の表題登記がない建物の所有権を取得した者は、その所有権の取得の日から一月以内に、表題登記を申請しなければならない。

第一百六十四条

第三十六条、第三十七条第一項若しくは第二項、第四十二条、第四十七条第一項(第四十九条第二項において準用する場合を含む。)、第四十九条第一項、第三項若しくは第四項、第五十一条第一項から第四項まで、第五十七条又は第五十八条第六項若しくは第七項の規定による申請をすべき義務がある者がその申請を怠ったときは、十万円以下の過料に処する。

【問合せ】

北本市総務部 税務課 固定資産税担当
電話:048-591-1111(代表)
内線:2275・2276・2277